

農地中間管理機構から借り受けた農地で、 ハウスの利用や果樹栽培等を計画されている皆様へ

★ 農地の借受者が、新たに施設の設置や果樹の植栽を行う場合

農地の借受者は、新たに設置する施設や植栽する果樹について、農地所有者とその内容の確認、収去時の条件等の協議が必要です。

★ 農地の借受者が、施設や果樹を借用する場合

農地中間管理事業で貸借できるのは農地のみです。

農地の借受者は、別途、借用する施設や果樹について、借受時の現状確認、返還時の条件等の協議が必要です。

上記の確認、協議結果は、別添の「農地中間管理事業により貸借する農用地等の附属物に係る確認書」に取りまとめ、その写しを提出ください！

「確認書」について

- 1 「確認書」の枚数が2枚以上にわたる場合は、関係者が全てのページの継ぎ目に等分に掛かる契印を押印ください。
- 2 原本は、関係者それぞれで保管ください。
- 3 農地の借受者は、「確認書」の写しを公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）に提出ください。
- 4 「確認書」の提出後その内容に変更や修正等が生じる場合、借受者は関係者で協議を行い、その結果を取りまとめ基金に提出ください。
- 5 「確認書」の代わりに別途契約書を結ばれる場合、借受者は基金にその写しを提出ください。

その他

- 1 附属物が各種の補助事業を活用して設置される場合は、事業実施主体と協議が必要です。
- 2 基金は、附属物の収去の義務を負いません。
- 3 基金は、附属物の原状回復等に伴う紛争には関与いたしません。

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）TEL077-523-4123